

資料2-12 一酸化炭素測定結果(平成22年度)

市町名	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価		
						日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	:達成 ×:未達成					
									(日)		(時間)	(ppm)	(回数)
亀山市	(自)国道25号亀山	未	364	8707	0.4	0	0.0	0	0.0	1.0	0.6	無	
松阪市	(自)国道23号松阪首原	未	365	8729	0.4	0	0.0	0	0.0	1.2	0.7	無	

注1 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価します。

但し、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合はこのような扱いはしません。

注2 環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

注3 (自)国道25号亀山、(自)国道23号松阪首原は、自動車排出ガス測定局です。